

東京大学における寄附による株式等取得取扱規則

平成18年1月30日

役員会議決

東大規則第55号

[沿革](#)

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）が学術研究の経費、教育・研究その他の事業の奨励・支援若しくは学生に給付・貸与する学資等、又は東京大学基金（以下「基金」という。）による事業の遂行のために、寄附によって株式等を取得する場合の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「株式等」とは、企業が発行する株式、新株予約権及び新株予約権付社債をいう。
- (2) 「大学が出資可能な企業」とは、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法」という。)第22条第1項第6号から第9号まで及び第34条の2により、大学法人が出資することが認められている事業者をいう。
- (3) 「一般企業」とは、前号に定める大学が出資可能な企業以外の企業をいう。
- (4) 「部局」とは、東京大学寄附取扱規則(以下「寄附取扱規則」という。)第5条第1項に規定する部局をいう。
- (5) 「国立大学法人の業務」とは、法第22条及び第34条の2に規定する業務をいう。
- (6) 「ディベロップメントオフィス」とは、卒業生を含むステークホルダーとの連携により、大学法人の財政基盤を長期的に支え、教育研究活動に資する業務を行う組織であって、東京大学基本組織規則第18条の規定に基づく室として設置されるものをいう。

(受入の申込み及び審査)

第3条 株式等による寄附（以下「株式寄附」という。）の申込みがあったときは、ディベロップメントオフィスにおいて受け付けるものとする。なお、部局を通じて株式寄附の申込みがあったときは、部局長がディベロップメントオフィスを通じて、総長に申し出るものとする。

2 前項の寄附の申込みは、ディベロップメントオフィスが受入審査を行うものとする。なお、ディベロップメントオフィスは、必要に応じ産学協創推進本部の意見を求めることができる。

(受入決定等)

第4条 株式寄附の受入決定は、ディベロップメントオフィスの受入審査を経て、総長が行う。

2 総長は、部局長からの申出による株式寄附については、受入決定の結果を部局長に報告するものとする。

(大学が出資可能な企業の株式等の取得)

第5条 大学法人は、寄附者から大学が出資可能な企業の株式寄附の申出があった場合は、それが善意に基づく行為であって、当該寄附条件が大学法人の業務を不当に拘束することがない限り、基本的にこれを受理する。

2 当該企業の株式寄附の受入決定については、寄附取扱規則第4条の規定及び次に掲げる各号を考慮して行う。

- (1) 国立大学法人の業務の観点からみた、大学法人と当該企業とのあるべき関係性
- (2) 役員派遣その他の当該企業に対する株式等取得以外の経営参加権行使の方法
- (3) 株式取得後の当該企業の株主構成
- (4) 寄附者と当該企業及び大学法人との関係

(一般企業の株式等の取得)

第6条 大学法人は、寄附者から一般企業の株式寄附の申出があった場合は、それが善意に基づく行為であって、当該寄附条件が大学法人の業務を不当に拘束することがない限り、寄附者の意思を尊重し、基本的にこれを受理する。

2 一般企業の株式寄附の受入決定については、寄附取扱規則第4条の規定及び次に掲げる各号を考慮して行う。

- (1) 寄附者と当該企業及び大学法人との関係
- (2) 寄附者の関係者・関係団体の置かれている社会的状況
- (3) 株式寄附の対象となる当該株式等の配当実績及び換金に関する条件
- (4) 大学法人による当該株式等の取得によって想定される対外的影響
- (5) 大学法人による当該取得株式等の換金によって想定される対外的影響

(大学が出資可能な企業の株式等)

第7条 株式寄附により取得した、大学が出資可能な企業の株式等の取扱いについては、大学法人が最終的な裁量権を確保できるものとする。

2 前項の株式等については、換金をせずに保有することができる。

(一般企業の株式等)

第8条 大学法人は、一般企業の株式等については換金が可能な時点で、速やかに当該取得株式等の換金を実行するものとする。ただし、株式等の配当金を原資として寄附目的の遂行に充てるなどの寄附者の意向がある場合は、寄附目的を達成するために必要な期間、株式等を保有することができる。

2 大学法人は、当該株式等が換金されるまでの間は当該株式等を保有するが、当該企業に対する経営参加権を、原則、行使しない。

3 総長は、当該株式等を換金した場合は、換金した金額について当該受入担当部局の長に通知するものとする。

(インサイダー取引の防止)

第9条 大学法人は、取得株式等を換金する場合は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第166条(会社関係者の禁止行為)の規定を遵守するものとする。

2 総長は、インサイダー取引を防止するため、インサイダー取引防止責任者を置き、財務担当理事をもって充てる。

(研究支援経費の取扱い)

第10条 受け入れた株式等の東京大学研究支援経費取扱要領(以下「支援経費要領」という。)に定める研究支援経費の額については、株式等を換金した際に確定するものとする。

2 前項にかかわらず、基金に対する寄附による研究支援経費は、支援経費要領第3条第4項により免除されたものとみなす。

(取得株式等に係る運用・管理)

第11条 寄附受入後の株式等の運用・管理については、別に定める東京大学株式等管理事務取扱要領の定めるところにより取り扱うものとする。

附 則

この規則は、平成18年1月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年5月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年11月24日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

沿革

東京大学における寄附による株式等取得取扱規則

体系情報

□第4編 研究・交流

▽第2章 研究・産学連携等

沿革情報

◆平成18年01月30日 役員会議決

◇平成21年05月28日

◇平成22年12月22日

◇平成29年11月30日

◇平成30年03月29日

◇令和04年11月24日

◇令和06年03月18日

◇令和06年05月30日